

## ⑥救護班の役割

- 傷病者への対応
- 要配慮者への対応
- 避難者の健康管理（感染対策、疾病予防）

□対応に当たっては、避難所及び地域で専門の資格を持った人（看護師、介護士、手話、外国語など）を募り、従事者として加わってもらいます。（受付に専用コーナー設置するなど）

### ●傷病者への対応

- ※プライバシーに配慮しながら、被災者管理班と連携し、避難所の傷病者、体調不良者の状況を把握し、総務班を通じて災害対策本部に連絡します。
- ※機能している医療機関での受診を基本として、必要に応じて医療救護班の派遣について、総務班を通じて災害対策本部に相談します。（※発災直後から数日間は、医療機関への医療救護班の派遣が優先されます。避難所付近の受診できる医療機関情報をできる限り把握し、病人やけが人への緊急対応に備えます。）
- ※避難所内に応急救護スペースを確保し、応急処置をします。必要に応じ、総務班を通じて災害対策本部に要請し、医薬品、医療・衛生器材を調達します。

### 傷病者リスト（様式21）

#### 重病者などの場合

119番通報または災害対策本部に連絡、必要に応じて救急隊や医師・医療救護班の到着までの応急処置

### ●要配慮者への対応

- ※災害対策本部と連携し、要配慮者の生活支援・介護を行います。必要に応じ、総務班を通じて災害対策本部等に専門職員や専門ボランティア派遣の要請を行います。また軽易なボランティア支援については、災害ボランティアセンターに派遣相談します。
- ※声かけなどにより、定期的に健康状況や困っている状況等を確認します

避難所での介護や支援が困難な場合 | 福祉避難所との連携、移送を要請

### ●避難者の健康管理（感染対策、疾病予防）

- ※災害対策本部体制が整った段階では保健師等が避難所等を巡回し、定期的に避難者の健康管理、健康相談、栄養指導、口腔ケア・相談等を行います。必要に応じて保健師、医療機関、災害対策本部に総務班を通じて連絡し、適切な指示を受けましょう。
- ※衛生班と協力して、感染症予防策や、感染症患者発生時の対応、疾病予防について検討できているかを確認しましょう。
- ※心のケアについては、地区対策本部に専門家の派遣を要請し、定期的な相談の場を設けるよう計画します。

#### 健康観察のポイント

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 外傷を受けていないか                       | <input type="checkbox"/> 眠れているか          |
| <input type="checkbox"/> 食事・水分摂取量は足りているか                  | <input type="checkbox"/> 咳・熱・下痢などの症状はないか |
| <input type="checkbox"/> 話し相手はいるか                         | <input type="checkbox"/> トイレに行けているか      |
| <input type="checkbox"/> 脱水（口渇、口唇・皮膚の乾燥、尿量の減少、頭痛等）の兆候はないか |  |